

板橋区立城北公園駐車場の運営管理業務に関する協定書(案)

東京都板橋区(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇(以下「乙」という。)は、板橋区立城北公園内駐車場(以下「駐車場」という。)の運営業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力して駐車場の運営業務を円滑におこなうことを目的とする。

(運営業務の実施)

第2条 甲は、乙に対し、駐車場の運営業務に必要な土地および施設の使用を許可する。
2 乙は、駐車場の運営業務を実施するにあたり、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(関係法令の遵守)

第3条 乙は、駐車場の運営業務を実施するにあたっては、法、条例、その他の関係法令等を遵守すること。

(設置管理許可の申請)

第4条 乙は、駐車場の運営業務を実施するにあたっては、都市公園法第5条第1項の規定により、条例第6条の2に基づく設置管理許可申請書を区長に提出し、許可を受けること。

(使用料)

第5条 月額使用料は、次のとおりとする。

使用料 金〇〇〇,〇〇〇円

(使用料の支払)

第6条 乙は、前条に定める使用料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納入しなければならない。

対象期間	支払期限	支払金額
令和8年4月分から令和9年3月分	令和8年4月30日	円
令和9年4月分から令和10年3月分	令和9年4月30日	円
令和10年4月分から令和11年3月分	令和10年4月28日	円

(電気料金の支払)

第7条 乙は、本協定書に基づき設置した駐車場には、証明用電気計器(以下「子メーター」とい

う。)を設置するものとする。

2 甲は、次の計算方式により月額電気料金を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

【計算方式】

$$\begin{array}{lcl} \text{設置許可物件の} & \text{子メーターの直結する} & \text{子メーターの表示する} \\ \text{月額電気料金} & = \text{親メーターによって} \times & \text{月間消費電力量} \\ & \text{計算される月額電気料金} & \text{子メーターの直結する} \\ & & \text{親メーターの表示する} \\ & & \text{月間消費電力量} \end{array}$$

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料金を支払わなければならない。

4 乙が既存の電気引込柱等の電気設備を使用し、子メーターを設置しない駐車場については、直接、電気料金を電気事業者に支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、第6条及び前条に基づき、甲が定める納入期限までに使用料、電気料金(以下「使用料等」という。)を納入しなかったときは、東京都板橋区公有財産規則(昭和39年東京都板橋区規則第21号)第34条の4の規定により計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

3 延滞金の支払い方法は、第6条の規定を準用する。

(充当の順序)

第9条 乙が使用料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が使用料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(実地調査等)

第10条 乙は、設置した駐車場における月の売上金額を甲に定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため第4条の設置許可が取り消されたとき、その他特別の理由があると認めるときは、区長は、その全部又は

一部を還付することができる。

(協定の有効期限)

第12条 本協定の有効期間は令和11年3月31日までとする。ただし、第4条の設置許可を継続しない場合は、本協定は無効とする。

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この協定に基づく権利および義務を第三者に譲渡、移転または使用させてはならない。

(協定の解除)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1)乙が本協定に定める義務を履行しないとき。

(2)国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3)乙の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4)乙が差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5)乙が破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6)乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7)乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8)乙が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9)乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が協定を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10)その他前各号に準ずる事由により、甲が協定を継続しがたいと認めたとき。

2 乙が、支払期限到達の翌日から起算して3か月を経過した後も使用料を支払わないときは、甲は、催告をしないで、本協定を解除することができる。

(土地の返還)

第15条 乙は、前条の規定により協定を解除された場合は甲の10営業日以内に、協定の有効期限が満了した場合においては満了日の翌日までに、本件土地に乙が設置した設備又はその他の機器を乙の費用をもって撤去して、本件土地を原状に回復したうえで、前面道路から本件土地に人が立ち入れないような措置を講じ甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の規定により、原状に回復して返還しない場合は、乙が設置した附属施設等について、甲が撤去及び処分並びに原状回復のために処置を行い、その費用を乙に請求することができる。ただし、甲が原状に回復する必要があると認めるときは、この限りでない。

(定めのない事項)

第16条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関する疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

本協定の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

所 在 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

甲 名 称 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂 本 健

所 在

乙 名 称

代表者